別表十㈢の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第５号において「平成28年旧措置法」という。）」を加え、「同法」を「租税特別措置法第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）若しくは平成28年旧措置法」に改め、同第五号中「「探鉱費基準額（㉙又は(㉛－㉜)）㉝」及び「所得基準額（㊲又は(㊲－㊳)）㊴」」を「「探鉱費基準額（㉙又は(㉛－㉜)（マイナスの場合は０）㉝」及び「所得基準額（(㊲－㊵)又は(㊲－㊵－㊶)（マイナスの場合は０）㊷」に、「「又は(㊲－㊳)」」を「「又は(㊲－㊵－㊶)」」に、「「㊲又は」」を「「(㊲－㊵) 又は」」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「租税特別措置法」の次に「第59条（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）若しくは平成28年旧措置法」を加え、「同法」を「租税特別措置法第68条の62（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）若しくは平成28年旧措置法」に改め、同号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

４　「３年又は５年を経過した場合　㉕」の欄は、「積立事業年度」の欄の事業年度又は連結事業年度が、平成28年４月１日前に開始した事業年度又は連結事業年度である場合には３年を経過したときに、同日以後に開始した事業年度又は連結事業年度である場合には５年を経過したときに記載すること。

別表十㈢の記載要領に次の１号を加える。

７　「㊳」から「㊵」までの各欄は、平成28年４月１日前に開始した事業年度又は法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しない。

別表十㈣の表中「社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」を「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」に、「Ⅱ　農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書」を「Ⅱ　農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書」に改め、同表の記載要領第11号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

別表十㈤の表中「$(6)\times\frac{80\text{又は}70}{100}$」を「$(6)\times\frac{70}{100}$」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十（七）　記載要領

この表は、特定目的会社が租税特別措置法第67条の14第１項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。